

多用途UAVの提案要求書の案に対する意見招請に関する説明会

陸上自衛隊では「多用途UAV」の導入を検討しており、多用途UAVの提案要求書の案に対する意見を招請するため、説明会を下記のとおり実施します。

令和8年4月22日

防衛省陸上幕僚監部装備計画部開発課長

1等陸佐 水谷 清隆

記

1 説明会の概要

(1) 日時

令和8年4月24日（金）10時30分～11時30分

(2) 場所

防衛省市ヶ谷庁舎A棟地下1階 G1会議室

(3) 参加人数

1社当たり最大3名

2 調達の内容

多用途UAV（航空機システム及び管制システム）に関する取得数量及びその考え方については、説明会にて説明します。

3 意見の提出方法

(1) 提出先

防衛省陸上幕僚監部装備計画部開発課総括班

(2) 提出期限

令和8年5月12日（火）13時

(3) 提出方法

細部は、説明会にて説明します。

4 提案要求書の案の提示の条件

多用途UAVの選定に係る提案要求に応ずる意志を有している企業等

5 情報保全等

別紙第1に示す誓約事項のほか、提案要求書の案、質疑応答等において知り得た情報について

- ア 提案要求書の案には防衛省の定める保護すべき情報が含まれるため、その取り扱いは貴社が担当窓口に提出した「提案要求書の案等の保全に関する誓約書」の規定に基づいて取り扱うものとします。
- イ 説明会等において知り得た情報は、貴社が担当窓口に提出した「提案要求書の案等の保全に関する誓約書」の規定に従い、直接関係のない部署及び第三者へ漏えいしてはなりません。

6 その他

説明会への参加を希望する企業等は、令和8年4月23日（木）18時までに、「提案要求書の案等の保全に関する誓約書」（別紙第1）及び「多用途UAV等の提案要求書の案に対する意見招請に関する説明会」参加申込書」（別紙第2）により下記7の問合せ先に電子メールにて通知願います。

7 問合せ先

担 当 窓 口：防衛省陸上幕僚監部装備計画部開発課総括班技術管理係
住 所：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1
場 所：防衛省A棟2階 開発課
電 話 番 号：03-3268-3111（内線）41754
メールアドレス：mat_r_d_pl_adm_sec_b@ext.gso.mod.go.jp

提案要求書の案等の保全に関する誓約書

当社は、提案要求書の案によって開示される取扱い上の注意を要する文書等（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防衛調第4608号。19.4.27）第1に規定される取扱い上の注意を要する文書等をいう。）の保全のため、次の事項について誓約します。

- 1 当社は、提案要求書の案等の保全を確実にし、万が一、提案要求書の案等の漏えい的事实があった場合には、提案要求書の案等の取り扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失により提案要求書の案等が漏えいした場合であっても、当社はその責任を免れることはありません。
- 2 当社は、提案要求書の案等を、意見招請期間中に限り保有するものとし、意見招請終了後は、提案要求書の案等の全てを防衛省陸上幕僚監部装備計画部開発課長（以下「陸幕開発課長」という。）に返却します。また、電子メールで受領した提案要求書の案等に係る情報全てを確実に消去します。
- 3 当社は、提案要求書の案等を、本作業を遂行する目的のみに使用し、当該目的以外のいかなる目的にも利用せず、また本作業に関係のある当社従業員のみ提案要求書の案等を供覧します。
- 4 当社は、提案要求書の案等に基づき作成されたメモ、要約、検討資料等についても、提案要求書の案等と同様に管理し、本誓約書の各規定を適用します。
- 5 本作業上、真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、前項の規定にかかわらず、当社は本作業を共同して行う社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に提案要求書の案等を供覧することとします。本作業を共同して行う社の従業員の故意又は過失により提案要求書の案等が漏えいした場合であっても、当社は提案要求書の案等の取り扱い上の責任を免れることはありません。
- 6 当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度を超えて提案要求書の案等を供覧しません。
- 7 当社は、提案要求書の案等の電子計算機情報への加工を行いません。また、原則として、提案要求書の案等の複製は行いません。本作業上、真にやむを得ない場合

に複製したときは、当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に管理記録簿と共に陸幕開発課長に提出します。

- 8 当社は、本作業に関係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は提案要求書の案等を保管する当社施設をいう。以下同じ）に立ち入らせ、又は近づけさせません。
- 9 当社は、提案要求書の案等の保全にあたり、不正アクセス防止、媒体の持出制限、施錠管理等、合理的かつ適切な技術的及び物理的安全管理措置を講じます。
- 10 当社は、提案要求書の案等の取扱いにあたり、関連する法令及び自社の情報セキュリティに関する内部規程を遵守します。
- 11 当社は、本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて本作業等施設に立ち入らせません。
- 12 当社は、本作業により提案要求書の案等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 13 防衛省が必要性を認めたとき、当社は提案要求書の案等の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 14 当社は、提案要求書の案等の漏えい、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑いもしくはおそれがあったときは適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに陸幕開発課長へ報告します。

令和 8年 月 日

防衛省陸上幕僚監部装備計画部開発課長 殿

会社名

所在地

代表者氏名

「多用途UAVの提案要求書の案に対する意見招請に関する説明会」
参加申込書

令和 8年 月 日

防衛省陸上幕僚監部装備計画部開発課長 殿

会社名

所在地

代表者氏名

当社は、提案要求書の案の提示の条件に同意の上、陸上自衛隊の多用途UAVの提案要求書の案に対する説明会への参加を申し込みます。

番号	所属・職名	氏名（ふりがな）
1		
2		
3		